

# 「相模原市立療育センター再整備基本計画（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

療育センター陽光園は、昭和50年に「相模原市立心身障害者訓練センター陽光園」（平成6年度に現在の名称に変更）として開設し、本市の療育の中核機関として、市内全域を対象に総合的な療育支援を実施してきました。その間、療育を取り巻く環境は、支援費制度への移行のほか、発達障害者支援法や障害者自立支援法の施行、児童福祉法の改正等により大きく変化し、本市においては、療育ニーズが増加、多様化したこと等により、様々な課題が生じており、現在の療育支援体制ではこれに対応していくことが困難となってきています。

こうしたことから、平成25年に策定した療育センター再整備方針に基づき、あるべき療育支援体制にふさわしい機能への再編とそれを実現するための施設の再整備を行い、時代に即した子育て支援策の1つとして療育を充実強化するため、「相模原市立療育センター再整備基本計画(案)」を取りまとめ、この案につきまして、皆様からのご意見を募集しました。

その結果、4人の方より26件のご意見をいただきましたので、お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方等を次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見につきましては、教育、福祉、医療の連携をさらに進めるべき、療育相談に係る職員体制等を充実すべきといった意見があったことから、今後の取組に生かしてまいります。

## 2 意見募集の概要

- ・募集期間 平成28年12月15日(木)～平成29年1月23日(月)
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、陽光園、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（青根・沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

## 3 結果

### (1) 意見の提出方法

| 意見数    |       | 4人(26)件 |
|--------|-------|---------|
| 内<br>訳 | 直接持参  | 人( )件   |
|        | 郵送    | 2人(19)件 |
|        | ファクス  | 2人(7)件  |
|        | 電子メール | 人( )件   |

## (2) 意見に対する本市の考え方の区分

ア：計画案等に意見を反映するもの

イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ：今後の参考とするもの

エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

## (3) 件数と本市の考え方の区分

| 項目 |                                      | 件数 | 市の考え方の区分 |    |    |   |
|----|--------------------------------------|----|----------|----|----|---|
|    |                                      |    | ア        | イ  | ウ  | エ |
| ①  | 診療機能の設置に関する<br>こと                    | 4  |          | 4  |    |   |
| ②  | 療育内容の見直しと充実<br>に関すること                | 5  |          | 1  | 4  |   |
| ③  | 療育支援及び発達障害支<br>援を総括する機関の設置<br>に関すること | 4  |          | 4  |    |   |
| ④  | 各区療育窓口の機能強化<br>に関すること                | 8  |          | 3  | 5  |   |
| ⑤  | 民間活力の導入に関する<br>こと                    | 1  |          |    | 1  |   |
| ⑥  | 施設再整備に関すること                          | 3  |          |    | 3  |   |
| ⑦  | 計画策定に関すること                           | 1  |          |    | 1  |   |
| 合計 |                                      | 26 | 0        | 12 | 14 | 0 |

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

| 通番              | 意見の趣旨  | 市の考え方   | 区分 |
|-----------------|--|---|----|
| ① 診療機能の設置に関すること |  |   |    |
| 1               | 障害の診断に際しては、医師が保護者の精神的な負担にも留意してもらえるようにして欲しい。  | 障害の診断の告知に対する保護者の負担は大きいものと考えております。このため、医療相談等においては医師に細心の注意を求めるとともに、初期療育の実施にあたっては、様々な職種によるチームで各ケースを担当することにより、保護者の負担軽減等を図ってまいりたいと考えております。                 | イ  |
| 2               | (仮称)療育センター診療所の設置に賛成である。保護者が子どもの発達に違和感を抱き、医療や療育の窓口につながるまでには多くの時間がかかっている。支援の初期に医療的な見立てが行われ、療育が開始されることは、療育の効率からも、発達に不安を抱える親子にとってもメリットがある。 | 障害児支援において早期発見、早期支援は重要であると考えており、本計画の着実な実施に努めてまいります。  | イ  |
| 3               | 子どもたちは成長し、生活の場も変化することから、医療との関わりは療育の初期だけでなく、必要に応じて相談できる体制が必要であり、継続的な医療相談ができるようにして欲しい。   | 診療機能については、初期療育と地域支援の充実を図るため設置することとしており、継続的な支援については、必要に応じて地域の医療機関や療育機関等と連携して対応していくものと考えております。  | イ  |
| 4               | 医師に診断を受けてから陽光園のスタッフに関わるなど、時間がかかっており、保護者の立場をもっと理解して利用者の側に立って欲しい。  | 障害児支援において早期発見、早期支援は重要であると考えております。また、現在の療育センターには医学的診断等の機能がないことにより、保護者の負担感の増大要因の1つとなっていることは課題であると認識しております。こうしたことから、本計画では、(仮称)療育センター診療所を設置することとしているものです。 | イ  |

| ② 療育内容の見直しと充実に関すること |  |   |   |
|---------------------|--|---|---|
| 5                   | 通園児の追跡調査等を行い、将来どのようなようになっていくのかということ、通園児の保護者等に示していくべきではないか。                 | 通園児の保護者等が将来の見通しをもって療育を進めていくことは大切なことであると考えております。同時に、療育においては、本人の特性やニーズ等に合った支援が行われることが重要であると考えております。こうしたことから、個々の状況に応じた個別面談等の保護者支援や様々な普及・啓発活動等を通じ、適切な情報提供に努めているところでございます。 | ウ |
| 6                   | 療育相談ではTEACCHプログラムをメインにしている印象であるが、応用行動分析等も取り入れるなど、発達段階をきめ細かく見積もることが必要ではないか。 | 継続支援の充実に向け、療育支援及び発達障害支援を総括する機関の活動の中で、ご意見を参考に療育支援技術の研究に努めてまいります。   | ウ |
| 7                   | 就学後も作業療法を受けられるよう体制を整えて欲しい。   | 現在もリハビリテーションについての様々なご相談をお受けするとともに、所属先で療法を受けることができない方を対象に学齢期までのリハビリテーションを行っております。なお、リハビリテーションについては、当面は行政も引き続き継続支援を担うとともに、民間社会資源の状況を踏まえながら今後の実施体制を検討してまいります。            | ウ |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 8 | <p>母子手帳のように療育に関わる資料を一冊にまとめ、一生使えるようにできるものがあるとよい。</p>  | <p>本市では現在、子どもの成長や現状を整理し、家族をはじめ支援に関わる人たちが、本人の特性やニーズを共通理解しながらスムーズに新しい所属先や福祉サービス等の利用、地域で安定した暮らしを実現できるよう、支援の経過や必要な支援等を説明し、理解していただくための支援ツールとして「生活支援プラン（MAP）」を作成し、特性の理解促進を図っているところがございます。今後も、より良い支援ツールとなるよう、充実を図ってまいりたいと考えております。</p>                                  | イ |
| 9 | <p>「保護者にとって相談につながりやすい体制」は良いと思うが、「初期療育に特化して」となると、今まで行われていた継続支援機能のうち言語聴覚士や心理士が行っていたグループ療育や個別指導はどうなるのか。</p> | <p>本市では、出生数は減少をたどっているものの、療育相談件数は増加しています。各こども家庭相談課等は、初期療育機能（療育相談）と継続支援機能（児童発達支援事業、リハビリテーション）の2つの役割があり、新規相談者が初回相談につながるまで時間を要していることから、初期療育を充実し、その後の直接支援は民間事業所等に適切につないでいくこととしております。また、リハビリテーションについては、当面は行政も引き続き継続支援を担うこととし、民間の社会資源の状況を踏まえながら、今後の実施体制を検討してまいります。</p> | ウ |

| ③ 療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置に関すること |  |   |   |
|--------------------------------|--|---|---|
| 10                             | <p>学齢期の支援については、地域差を大きく感じており、こども家庭相談課の充実だけではなく、横のつながりをしっかりすることが必要ではないか。</p>   | <p>地域に関わらず標準的な支援を提供していくための方策が必要であると考<br/>えており、学齢期の支援については、<br/>県の施設も含め、学校等の様々な関係<br/>者が連携して支援にあたっていくこと<br/>が重要であると考えております。この<br/>ため、療育支援及び発達障害支援を総<br/>括する機関を設置し、障害のある児童<br/>や発達に課題のある児童が身近な地域<br/>で適切かつ必要な支援を受けられる体<br/>制づくりを総合的かつ計画的に行って<br/>いくこととしております。</p> | イ |
| 11                             | <p>高校や支援学校は県の管轄であり、大きな壁となっているが、これらの学校に就学する者へのアプローチはどのようになるのか。</p>  | <p>大学との連携については、これまで<br/>も近隣の大学の教員を講師としたペア<br/>レントトレーニングやムーブメント療<br/>法等を行っており、相談支援の実践に<br/>生かされているところでございます。<br/>引き続き、大学との連携を図ってまい<br/>ります。</p>  | イ |
| 12                             | <p>他市の例を参考に、相模原市においても療育分野における大学との連携を進め、相談支援の充実を図りたい。</p>   | <p>療育支援及び発達障害支援を総括す<br/>る機関については、官民のネットワー<br/>クの構築や支援の質の向上等を図るこ<br/>とを目的としており、「5. 療育支援<br/>及び発達障害支援を総括する機関の設<br/>置」の中で、学校等との連携や支援者<br/>向け研修会の企画実施等を掲げており<br/>ます。</p>  | イ |
| 13                             | <p>療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置に賛成である。相模原市には、発達支援に関する様々な機関があるが、それらを有機的に結びつけ、効果的に運用することは十分にできていない。総括機関の設置により、今ある資源を効果的に運用できるようにするとともに、子どもたちが育っていく中で多くの時期を過ごす学校における支援教育の質の一層の向上が必要であり、ぜひ学校教育との連携も位置づけて欲しい。</p> | <p>療育支援及び発達障害支援を総括す<br/>る機関については、官民のネットワー<br/>クの構築や支援の質の向上等を図るこ<br/>とを目的としており、「5. 療育支援<br/>及び発達障害支援を総括する機関の設<br/>置」の中で、学校等との連携や支援者<br/>向け研修会の企画実施等を掲げており<br/>ます。</p>  | イ |

| ④ 各区療育窓口の機能強化に関すること |  |   |   |
|---------------------|--|---|---|
| 14                  | 保護者の障害受容や理解促進を図るため、具体例を伴った支援を行うことや事例集の作成、公表を行って欲しい。  | 通園児の保護者等が将来の見通しをもって療育を進めていくことは大切なことと考えており、これまでも個別面談等の保護者支援や様々な普及・啓発活動等を通じ、必要に応じて事例等の紹介も行ってきたところがございます。今後も、適切な情報提供に努めてまいります。               | ウ |
| 15                  | 各こども家庭相談課等の支援対象を18歳未満まで拡大することにより、学齢期にはどのような支援が可能となるのか。   | 現在、陽光園療育相談室・発達障害支援センターのみで行っている学齢期の相談を各こども家庭相談課等が担うことにより、身近な地域で支援を受けることが可能となり、支援につながりやすくなるとともに、学校等ともより密接に連携していくことが可能となるものと考えております。         | ウ |
| 16                  | 所属先を転園する際には、保護者が迷うことがないように、巡回訪問を行っている園等の情報を教えてもらえるようにして欲しい。  | 巡回訪問を行っている保育園等の情報については、これまでも個別の相談状況等に応じて、提供してきていただいております。今後も、適切な情報提供に努めてまいります。  | ウ |
| 17                  | ここ数年、療育相談で十分な指導を受けられなかったとの保護者からの訴えや事例が多くなっている。ことばや発達の問題の早期発見・早期支援は極めて重要である。療育センターが十分な量と質を担保した療育をできるよう、担当者の育成と相談枠の確保を図られたい。 | 療育相談等に携わる職員の確保、育成は重要なことと考えております。このため、「9. 計画の推進にあたって」の中で人員体制の充実を掲げるとともに、「5. 療育支援及び発達障害支援を総括する機関の設置」の中で、民間事業所も含め、療育相談に携わる人材育成等を行うこととしております。 | イ |
| 18                  | 各こども家庭相談課の支援対象を18歳未満まで拡大することに賛成である。ぜひ、そのための場所やスタッフの充実を図られたい。   |   | イ |

|                 |   |  |   |
|-----------------|---|--|---|
| 19              | 保育園の巡回指導の順番に時間がかかるなど利便性に問題が見受けられるので、職員を増員して欲しい。                 | 療育相談等に携わる職員の確保、育成は重要なこと考えております。このため、「9. 計画の推進にあたって」の中で人員体制の充実を掲げております。   | イ |
| 20              | 医療相談の件数を増やすためには、各区の相談窓口の設置を増やして欲しい。                             | 現在、陽光園療育相談室・発達障害支援センターのみで行っている学齢期の支援が、各こども家庭相談課等で受けられることにより、より身近な地域で支援を受けることが可能となるとともに、学校等ともより密接に連携していくことが可能となるものと考えております。                         | ウ |
| 21              | 開園時間の延長や土曜日の連絡など利用者に柔軟な受け入れ態勢を考えて欲しい。                           | 支援ニーズへの適切な対応をしていくためには、支援が必要な時に適切につながる仕組みがあることが必要と考えており、本計画では、各区療育窓口の対象を18歳未満まで拡大することとしております。開園時間の延長や開園日の拡大については、関係機関との連携等の面で課題があり、当面、実施の予定はございません。 | ウ |
| ⑤ 民間活力の導入に関すること |   |  |   |
| 22              | 通園施設への民間活力の導入の中で療育相談室の姿が描かれていないが、どのようになるのか。                     | 療育相談室につきましては、各こども家庭相談課等の機能強化に合わせて再編し、療育支援及び発達障害支援を総括する機関として設置してまいりたいと考えております。  | ウ |
| ⑥ 施設再整備に関すること   |   |  |   |
| 23              | 支援保育や支援教育では幼保小のコーディネーターとの研修を行うためのミーティングなどに利用できるよう会議室の便宜を図って欲しい。 | 本計画では、「8. 施設再整備の概要」の中で療育支援及び発達障害支援を総括する機関の諸室として会議室や研修室を設けるものとしており、施設再整備の進捗に合わせ、ご意見も踏まえながら、その運用方法等について検討してまいります。                                    | ウ |

|              |  |  |   |
|--------------|--|--|---|
| 24           | 各区療育窓口の対象年齢を18歳未満まで拡大するにあたり、暖房付きの体育館を検討されたい。   | 本計画では、市は初期療育と地域への支援に限定・充実し、その後の直接支援は民間に委ねることを基本的な考え方としております。また、「9. 計画の推進にあたって」の中で、持続可能な都市経営を進めるため、建物床面積の総量削減を進めること等を定めた、公共施設の保全・利活用基本指針等との整合を図ることとしており、療育センターに新たに体育館を設置することは予定しておりません。   | ウ |
| 25           | 建物の外観が暗いので誰でも立ち寄りたくなるような明るい外観を作って欲しい。  | 本計画では、療育センターを再整備するに際しての機能を取りまとめておりますが、今後、施設再整備を行っていく上での参考とさせていただきます。   | ウ |
| ⑦ 計画策定に関すること |  |  |   |
| 26           | 陽光園は保護者にとって療育の大切さを知るはじめの一步である。次につながる療育をしてほしいと願うものであり、陽光園を卒園した子どもの保護者に聞き取り調査をして、この基本計画を作成して欲しい。 | <p>本計画（案）の作成にあたりましては、学識経験者や関係機関のほか、陽光園利用者や公募市民で構成される「相模原市立療育センター再整備基本計画検討委員会」において検討を重ねてまいりました。また、様々な市民の方のご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施したところでございます。</p> <p>市といたしましては、初期療育が重要であると考えており、本計画の実施により、乳幼児期の障害の早期発見、早期療育から学齢期までの一貫した支援を行うとともに、発達障害支援センターとの連携を図り、成人期までを見据えた全てのライフステージに応じた切れ目のない支援の実現に努めてまいります。</p> | ウ |